

医療法人湖青会 看護小規模多機能型居宅介護サービス めぐり

看護小規模多機能型居宅介護

重要事項説明書

令和6年4月1日改定

1. 事業の目的

医療法人湖青会が開設する看護小規模多機能型居宅介護サービス めぐり（以下「事業所」という。）が行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）は、要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

2. 法人の概要

法 人 名	医療法人 湖青会（イリョウハウジン コセイカイ）
所 在 地	滋賀県大津市和邇高城260番地の1
代表者氏名	理事長 井上 徹也（イノウエ テツヤ）
電 話 番 号	（077）594-0110

3. 事業所の概要

名 称	医療法人湖青会 看護小規模多機能型居宅介護サービス めぐり
所 在 地	滋賀県大津市和邇中浜345番地の1
管理者氏名	森元 貴子（モリモト タカコ）
事業所番号	2590100794
電 話 番 号	（077）594-5500
FAX番号	（077）594-8110

4. 事業所の営業内容

サービス内容	本人の状況や希望に応じて、「通い」「訪問」「宿泊」のサービスを組み合わせて提供し、本人の居宅における生活の継続を支援するよう努める。
利 用 定 員	「登録」 定員 29名 「通い」 定員 15名（1日あたり） 「宿泊」 定員 9名（1日あたり）
営 業 日	365日 年中無休
営 業 時 間	「通い」 サービス（基本時間）午前8時30分～午後 5時30分 「宿泊」 サービス（基本時間）午後 5時30分～翌朝8時30分 「訪問」 サービス（基本時間）24時間
営 業 地 域	大津市中学校区（志賀・伊香立・真野・堅田）

5. 従業者の勤務体制等

従業者の職種	勤 務 体 制
管 理 者	1 名 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
介護支援専門員	1 名 「居宅サービス計画」「看護小規模多機能型居宅介護計画」の作成等を行います。
看 護 職 員 介 護 職 員	令和 年 月 日現在 看護職員 常 勤職員 名（うち管理者 名兼務） 非常勤職員 名 介護職員 常 勤職員 名 非常勤職員 名 看護職員・介護職員は、登録利用者の居宅における生活の継続を支援できるよう「通い」「訪問」「宿泊」のサービスを組み合わせて提供する。 【以下、基準配置数】 看護職員・介護職員のうち、1名以上は常勤の看護師又は保健師を配置し、常勤換算方法で2.5以上は看護職員です。 【夜間及び深夜時間帯以外の時間帯】 6時～21時 a 「通い」サービス担当職員 利用者数3名に対して1名以上 b 「訪問」サービス担当職員 2名以上 ※ この時間帯の従業者は、上記a、bのいずれにも配置し、うち1名以上は看護職員を配置します。 【夜間及び深夜時間帯】 21時～翌朝6時 a 夜間職員 1名以上 b 宿直職員 1名以上 ※ この時間帯の従業者は、上記a、bのいずれも配置します。 ※ 但し、「宿泊」サービスの利用者がいない場合は、上記bのみを配置します。 ※ 当事業所は、夜間及び深夜時間帯を通じて「訪問」サービス提供のための、必要な連絡体制を整備していますので、事業所内での宿直を行いません。「宿泊」サービスの利用者がいない場合は、この時間帯に従業者を配置しません。

6. 看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供

- (1) 「通い」「訪問」「宿泊」のサービスを組み合わせることで、療養上の管理の下、「その人らしい」生活の継続ができ、自立支援として効果的である要介護状態の方に、本サービスを提供します。
- (2) 利用される際には、主治医の診断書等により健康状態を確認します。
- (3) 利用者が入院治療を必要とする場合や、事業所利用に際し必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な他の介護保険施設、医療機関を紹介する等の措置をとります。
- (4) 利用される際には、心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めます。
- (5) 利用者本人と契約締結を行うことが困難な場合、または、家族による契約締結の代理や援助が期待できない場合については、関係市町村と連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用 に努めます。
- (6) 利用者の利用中止や停止、取り消しに際しては、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。

7. 看護小規模多機能型居宅介護サービスの取扱方針

- (1) 本人1人1人の人格を尊重し、本人の「その人らしい」生活が継続できるよう、本人の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行います。
- (2) 本人がそれぞれ住み慣れた地域の中で役割をもって、生活が継続できるよう配慮します。
- (3) 看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮します。

- (4) 本人又はその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明します。
- (5) 本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (6) 自らその提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。外部機関からの評価に限らず、事業所が自己評価を行い、結果を運営推進会議に報告した上で公表します。

第三者評価をした場合の公表（直近）

実施した直近の年月日： 令和 年 月 日

実施した評価機関名： 運 営 推 進 会 議

評価結果の開示状況：

8. 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成等

- (1) 管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成、看護師又は保健師に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成を担当させます。
- (2) 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- (3) 介護支援専門員は、利用者に応じた看護小規模多機能型居宅介護計画を作成し、利用者本人又はその家族に対し、その内容等について説明し、利用者の同意を得ます。
- (4) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、利用者に交付します。
- (5) 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、多様な活動の確保に努めます。
- (6) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画作成後においても他の職員及び居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行います。
- (7) 看護職員は、主治医の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理を行います。
- (8) 看護サービスの提供の開始に際し、主治医による指示を文書で受け、その主治医に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治医との密接な連携を図ります。

9. 利用料等

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護費等（介護保険適用サービス）

●介護保険の適用される方については、原則として提供した看護小規模多機能型居宅介護費等の介護保険負担割合証に記載された割合の額をいただきます。

●但し、本人が以前に保険料の滞納がある場合は、本人より「厚生労働大臣の定める基準額」をいただき、当事業所が発行するサービス提供証明書をもって、差額の払い戻しを受けることができます。

「厚生労働大臣の定める基準額」の1割または2割、3割の自己負担分 地域区分5級地割合：10.55

■ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

		1割負担	2割負担	3割負担	訪問看護体制減算※1 医療保険併用減算※2
要介護	1	13,132円	26,263円	39,395円	▲ 976円(1割)
要介護	2	18,373円	36,746円	55,119円	▲ 976円(1割)
要介護	3	25,828円	51,655円	77,483円	▲ 976円(1割)
要介護	4	29,294円	58,587円	87,880円	▲ 1,952円(1割)
要介護	5	33,136円	66,271円	99,407円	▲ 3,075円(1割)

- ※1 訪問看護体制減算は、当事業所の前3月間の利用総数が①看護サービス利用総数30%未満 ②緊急対応加算の利用総数30%未満 ③特別管理加算算定利用者数5%未満の場合に適用
- ※2 医療保険併用減算は、特別指示または末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護を行う場合に適用

■ 各種加算（利用者により、算定される加算は異なります。）

加算項目	1割負担	2割負担 (3割負担)	算定要件等
初期加算 (1日につき)	32円	64円 (95円)	新規の方は、利用開始日から30日以内の期間は、当該加算が算定されます。
認知症加算（Ⅰ） (1月につき)	971円	1,942円 (2,912円)	認知症介護実践リーダー研修等修了者を配置し、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上に対して、専門的な認知症ケアを実践し、従業者に対しては認知症ケアに関する留意事項の伝達、技術的指導に係る会議を定期的開催。認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施。認知症ケアに関する研修計画を作成した場合に算定します。
認知症加算（Ⅱ） (1月につき)	939円	1,878円 (2,817円)	認知症介護実践リーダー研修等修了者を配置し、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上に対して、専門的な認知症ケアを実践し、従業者に対しては認知症ケアに関する留意事項の伝達、技術的指導に係る会議を定期的開催した場合に算定します。
認知症加算（Ⅲ） (1月につき)	802円	1,604円 (2,406円)	日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の方の場合には、当該加算が算定されます。日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMの該当者を指します。
認知症加算（Ⅳ） (1月につき)	486円	971円 (1,456円)	要介護状態区分が要介護2であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の方の場合には、当該加算が算定されます。日常生活自立度のランクⅡの該当者を指します。
若年性認知症利用者受入加算 (1月につき)	844円	1,688円 (2,532円)	64歳以下の若年性認知症のご利用者に対して、個別の担当者を定めて、当該加算を算定します。
認知症行動・心理 症状緊急対応加算 (1日につき)	211円	422円 (633円)	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合算定します。(利用を開始した日から起算して7日間を限度として算定)
栄養アセスメント 加算(1月につき)	53円	106円 (159円)	管理栄養士を1名以上配置し、各職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者と家族に対し結果を説明し、栄養状態の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定します。
栄養改善加算	211円	422円 (633円)	栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問した場合に算定します。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月1回)	22円	43円 (64円)	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に算定します。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月1回)	6円	11円 (16円)	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行ない、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に算定します。
口腔機能向上加算 (Ⅰ) (1月に2回限度)	159円	317円 (475円)	口腔機能が低下する恐れがある利用者に対し、口腔機能改善管理指導計画を作成し、個別での指導を行った場合に算定します。

加算項目	1 割負担	2 割負担 (3 割負担)	算定要件等
口腔機能向上加算 (Ⅱ) (3 月以内 1 月に 2 回限度)	1 6 9 円	3 3 8 円 (5 0 7 円)	(Ⅰ) の要件に加えて、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生に管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定します。
退院時共同指導加算(1 回につき)	6 3 3 円	1,2 6 6 円 (1,8 9 9 円)	退院時共同指導後の初回訪問時に算定
緊急時対応加算 (1 回につき)	8 1 7 円	1,6 3 3 円 (2,4 5 0 円)	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により 24 時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問及び計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を必要に応じて行う体制にある場合
特別管理加算Ⅰ (1 月につき)	5 2 8 円	1,0 5 5 円 (1,5 8 3 円)	特別な管理を必要とする以下の状態に算定 イ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算Ⅱ (1 月につき)	2 6 4 円	5 2 8 円 (7 9 2 円)	特別な管理を必要とする以下の状態に算定 ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌(かん)流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼(とう)痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている方 ハ 人工肛(こう)門又は人工膀胱(ぼうこう)を設置している状態 ニ 真皮を越える褥瘡(じよくそう)の状態 ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
専門管理加算	2 6 4 円	5 2 8 円 (7 9 2 円)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所の緩和ケ ア、褥瘡ケ ア若しくは人工肛門ケ ア及び人工膀胱ケ アに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。
ターミナルケ ア加算(死亡月)	2,6 3 8 円	5,2 7 5 円 (7,9 1 3 円)	死亡日及び死亡日前 14 日以内に2日(末期の悪性腫瘍等の場合は1日)以上ターミナルケ アを行った場合
遠隔死亡診断補助加算	1 5 9 円	3 1 7 円 (4 7 5 円)	離島等に居住する利用者の死亡診断について、診療報酬における対応との整合性を図る観点から、ターミナルケ ア加算を算定し、看護師が情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行なった場合に算定します。
看護体制強化加算 (Ⅰ) (1 月につき)	3,1 6 5 円	6,3 3 0 円 (9,4 9 5 円)	前3月間の利用総数が下記の要件を満たす場合 ①看護サービス利用総数8割以上 ②緊急時訪問看護加算の利用総数5割以上 ③特別管理加算算定利用者数2割以上 ④登録喀痰吸引等事業者等として届出
看護体制強化加算 (Ⅱ) (1 月につき)	2,6 3 8 円	5,2 7 5 円 (7,9 1 3 円)	前3月間の利用総数が下記の要件を満たす場合 ①看護サービス利用総数8割以上 ②緊急時訪問看護加算の利用総数5割以上 ③特別管理加算算定利用者数2割以上

加算項目	1 割負担	2 割負担 (3 割負担)	算定要件等
訪問体制強化加算 (1 月につき)	1,055円	2,110円 (3,165円)	訪問を担当する従業者を2名配置し、1月あたり延べ訪問回数が200以上（訪問看護を除く）の事業所として要件を満たす場合に加算されます。当該加算は、区分支給限度基準額に含まれません。
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） (1 月につき)	1,266円	2,532円 (3,798円)	利用者の心身の状況や家族と取り巻く環境の変化を踏まえ、他職種協働により看護小規模多機能型居宅介護計画を随時適切に評価、見直しを行います。地域活動への参加の機会を確保します。地域における活動への参加し、地域住民等の相談対応する体制の確保、生活支援のサービスが提供されるような居宅サービスを作成。地域住民等と連携し、利用者の支援や他事業所等と研修会等を行なっている場合に算定します。
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） (1 月につき)	844円	1,688円 (2,532円)	利用者の心身の状況や家族と取り巻く環境の変化を踏まえ、他職種協働により看護小規模多機能型居宅介護計画を随時適切に評価、見直しを行います。地域活動への参加の機会を確保します。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	4円	7円 (10円)	利用者に対して褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価するとともに、少なくとも三月に一回、評価を行ない、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。評価結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者に多職種が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成した場合に算定します。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	14円	28円 (42円)	(Ⅰ)の要件に加えて、評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について褥瘡の発生のない場合に算定します。
排せつ支援加算(Ⅰ)	11円	21円 (32円)	排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも六月に一回、評価を行ない、適切な対応を行なう事により、多職種が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施した場合に算定します。
排せつ支援加算(Ⅱ)	16円	32円 (48円)	排せつ支援加算（Ⅰ）の要件を満たしている施設等において、適切な対応を行なうことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれも悪化していない、又は、おむつ使用ありから、使用なしに改善している場合に算定します。
排せつ支援加算(Ⅲ)	22円	43円 (64円)	排せつ支援加算（Ⅰ）の要件を満たしている施設等において、適切な対応を行なうことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれも悪化していない、かつ、おむつ使用ありから、使用なしに改善している場合に算定します。
科学的介護推進体制加算	43円	85円 (127円)	利用者毎の心身の状態等の基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、基本的情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定します。

加算項目	1 割負担	2 割負担 (3 割負担)	算定要件等
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) (1 月につき)	1 0 6 円	2 1 1 円 (3 1 7 円)	(Ⅱ) の要件を満たし、データにより業務改善の取組による成果が確認され、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取組等を行っており、1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行なった場合に算定します。
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) (1 月につき)	1 1 円	2 1 円 (3 2 円)	介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに業務改善の取組みによる効果を示すデータの提供を行なうことを評価した場合に算定します。
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (1 月につき)	7 9 2 円	1,583 円 (2,374 円)	当事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 7 0 % 以上、または勤続 1 0 年以上の介護福祉士の割合が 2 5 % 以上を満たしている場合に算定します。
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) (1 月につき)	6 7 6 円	1,351 円 (2, 0 2 6 円)	当事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 5 0 % 以上を満たしている場合に算定します。
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) (1 月につき)	3 7 0 円	7 3 9 円 (1,108 円)	当事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 4 0 % 以上、常勤職員が 6 0 % 以上、勤続年数 7 年以上が 3 0 % 以上、いずれかを満たしている場合に算定します。
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の 1 0 0 分の 1 に相当する単位数を減算		身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付け、適正化のための措置が講じられない場合は基本報酬を減算されます。
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1 0 0 分の 1 に相当する単位数を減算		施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた対策の充実を図る。虐待の発生又はその再発を防止するための措置、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが講じられていない場合に基本報酬を減算されます
業務継続計画未実施減算 ＊令和 7 年 4 月 1 日から適用	所定単位数の 1 0 0 分の 1 に相当する単位数を減算		感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算されます。

加算項目	1 割負担	2 割負担 (3 割負担)
介護職員処遇改善 加算（Ⅰ）	〔基本サービス費に各種加算減算を加えた総サービス費用〕×加算率 14.9%×負担割合	介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る介護職員等の賃金改善に関する計画を策定し、厚生労働大臣が別に定める基準に適合しているため、下記の加算を算定します。
介護職員処遇改善 加算（Ⅱ）	〔基本サービス費に各種加算減算を加えた総サービス費用〕×加算率 14.6%×負担割合	
介護職員処遇改善 加算（Ⅲ）	〔基本サービス費に各種加算減算を加えた総サービス費用〕×加算率 13.4%×負担割合	
介護職員処遇改善 加算（Ⅳ）	基本サービス費に各種加算減算を加えた総サービス費用〕×加算率 10.6%×負担割合	

■ 看護小規模多機能型居宅介護・短期利用（1日につき）

登録者以外の利用者が定員の範囲内で、空室の居室を短期利用する場合

	1 割負担	2 割負担	3 割負担	減算対象外
要介護 1	603 円	1,205 円	1,808 円	—
要介護 2	673 円	1,346 円	2,019 円	—
要介護 3	745 円	1,490 円	2,235 円	—
要介護 4	816 円	1,631 円	2,447 円	—
要介護 5	886 円	1,771 円	2,656 円	—

（2）その他の費用（介護保険適用外のサービス）

詳細は、「別紙料金表」に表示していますので、ご覧ください。

10. 利用料金の支払時期と支払方法

支払時期	自動引き落としの場合、原則毎月25日に引き落としです。
支払方法	1. 自動引き落とし 滋賀銀行もしくはゆうちょ銀行の口座により「自動引き落とし」をします。 2. 指定口座への振込 振込先 滋賀銀行 志賀町支店 預金種目 普通預金 口座番号 253669 口座名義人 医療法人 湖青会（イリョウハウジン コセイカイ）
※利用料金については、利用月の翌月15日頃に請求書を郵送致します。	

1 1. 協力医療機関及び協力歯科医療機関

協 力 医 療 機 関	医療法人湖青会 青木医院 電話 (077) 594-4018 FAX (077) 594-0112 住所 大津市和邇高城260番地の1
協力歯科医療機関	医療法人社団 斉藤歯科医院 電話 (077) 594-3783 住所 大津市和邇中浜478番地の6

1 2. 緊急時の対応等

- (1) 本人は、高齢等である為、病状の悪化や急変が起こる可能性が十分に考えられます。看護小規模多機能型居宅介護サービス利用中に、容態の急変が生じた場合、その他必要な場合は、本人の主治医等に速やかに連絡をとる等必要な援助を行うとともに、利用者の家族等へ連絡します。
- 看護職員が対応した場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行います。
- (2) 但し、やむを得ず連絡が取れない場合は、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するか、もしくは緊急搬送等の対応をする場合があります。

1 3. 事故発生時の対応等

- (1) 事故が発生しないよう可能な限り配慮しますが、本人の病状ないし身体的能力によっては、看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用中に転倒・転落・窒息等の事故が発生する場合があります。
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用中に事故が発生した場合には速やかに、本人の家族ならびに保険者及び関係各機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 4. 損害賠償について

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用中に当事業所の責に帰すべき事由によって、本人が損害を被った場合、当事業所は本人に対して損害を賠償するものとします。但し、当事業所に故意、過失がない場合はこの限りではありません。また、本人に重大な過失がある場合は、当事業所は損害賠償の額を減額することができます。
- (2) 本人の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、本人及びその家族は連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

1 5. 秘密の保持

- ① 事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た本人又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、医療法人湖青会 就業規則に基づき懲戒処分等に処する。
- ② 事業所は、サービス担当者会議等において、本人又はその家族の個人情報を用いる場合は、それぞれの同意をあらかじめ文書により確認いたします。

1 6. 相談・苦情窓口

相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

相 談 ・ 苦 情 窓 口	看護小規模多機能型居宅介護サービス めぐり 電話 (077) 594-5500 FAX (077) 594-8110 担当者 森元 貴子
---------------	---

行政機関には、下記の苦情・相談窓口があります。

大 津 市 介 護 保 険 課	滋賀県大津市御陵町3番1号 電話 (077) 528-2753
滋賀県国民健康保険団体連合会	滋賀県大津市中央4丁目5番9号 電話 (077) 510-6605
滋 賀 県 運 営 適 正 化 委 員 会 (あんしん・なっとく委員会)	滋賀県草津市笠山7丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内 電話 (077) 567-4107

17. 非常災害時の連携・協力体制

当事業所は、非常災害等の発生の際に、その事業を継続することができるよう、近隣の他の事業所等と連携し、お互い協力することができる体制を構築するよう努めています。

18. 利用者の人権擁護、虐待防止等のための取組み

当事業所は、本人の人権の擁護、虐待の防止等のために、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業員に対し研修を行います。

19. 暴力団の排除

当法人の役員、当事業所の管理者・従業員は、暴力団員ではありません。また、当事業所の運営について、暴力団員の支配を受けません。

20. ハラスメント防止対策

- ① 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ② 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

別紙料金表

令和7年4月1日改定

医療法人湖青会

看護小規模多機能型居宅介護サービスめぐり

電話番号 (077) 594-5500

FAX番号 (077) 594-8110

当事業所をご利用いただきますと、下記の利用料をご負担いただきます。

1. 看護小規模多機能型居宅介護費の負担額（1割又は2割、3割の負担額）

介護保険が適用される方については、提供した看護小規模多機能型居宅介護費の介護保険負担割合証に記載された割合の額をいただきます。

		1割負担額	2割負担額	3割負担額
看護小規模多機能型 居宅介護費 (月額料金)	要介護 1	13,132 円	26,263 円	39,395 円
	要介護 2	18,373 円	36,746 円	55,119 円
	要介護 3	25,828 円	51,655 円	77,483 円
	要介護 4	29,294 円	58,587 円	87,880 円
	要介護 5	33,136 円	66,271 円	99,407 円

※各種加算など詳細については、重要事項説明書をご覧ください。

2. 介護保険適用外の自費負担額

【利用者全員に必要な利用料金】

令和7年4月1日食費改定

通い・宿泊	食費 (月額 2,000円)	朝食 昼食 おやつ 夕食	500円 / 1食 690円 / 1食 110円 / 1食 700円 / 1食
宿泊	宿泊費 (17時30分から8時30分まで)		3,500円 / 1日 宿泊した場合のみ
日額合計			5,500円

※嚥下用ソフト食が必要な場合 1食790円で対応いたします。

【利用を選択された利用者に必要な利用料金】

教養娯楽費	実費相当分	材料費等
特別な食事	実費相当分	行事食等
おむつ代	187円 / 1枚	当事業所にて用意した場合
電気器具持込料 (1機種につき)	55円 / 1日	個人持込の電気器具使用料
健康管理費	実費相当分	インフルエンザ 予防接種等
謄写代 (コピー代)	10円 / 枚	白黒コピー

令和 6 年 4 月 1 日改定

令和 6 年 4 月 1 日介護報酬改定に伴う同意書

看護小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書により、貴事業所が提供する介護サービスの
内容について説明を受けました。

および、本人の高齢による身体状況の悪化・予想のつかない誤嚥などの事故や転倒による
骨折などが生じる危険性があることについて説明を受けました。

令和 年 月 日

① 利用予定者（以下の1または2のいずれかを○で囲んでください。）

1. 代理人または成年後見人を選任しません。
2. 代理人または成年後見人を選任し、この重要事項説明を受ける権限を委任します。（下記②を選任）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

② 利用者代理人・成年後見人（選任されている場合はいずれかを○で囲んでください）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

続 柄 _____

看護小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書により、当事業所が提供する介護サービスの
内容について説明をしました。

および、本人の高齢による身体状況の悪化・予想のつかない誤嚥などの事故や転倒による
骨折などが生じる危険性があることについて説明をしました。

（事業者）

所 在 地 滋賀県大津市和邇中浜345番地の1

事業者名 医療法人 湖青会

看護小規模多機能型居宅介護サービス めぐり

説明者名 _____ 印 _____